



tricolor

BUSINESS HANDBOOK

ビジネスとコンプライアンスは繋がっている

～アジア進出のためのハンドブック～

ONE Tricolor Building Bridges Across the World

目次（国名：五十音順）

はじめに～トライコー・グループについて～	3
One Asia Lawyers Group について	4
各国の現地法人設立・法人運営およびトライコー拠点の提供サービスについて	
インド	5
インドネシア	7
カンボジア	9
韓国	10
シンガポール	12
タイ	14
台湾	16
中国	19
フィリピン	22
ベトナム	24
香港	27
マレーシア	29
ミャンマー	32
ラオス	33
用語集	34
トライコー・グループ主な受賞歴	35
ランキングについて	36
ランキングの説明	37
アジア各国の税率と監査	38
アウトソーサー選択のためのチェックリスト	42

1. 文中に * のある用語の解説については「用語集」を参照ください。
2. 現地国通貨表記は国際標準化機構（ISO）で定められた表記に従っています。



トライコー・ジャパン

所在地 東京都港区南麻布 3-19-23 オーク南麻布ビル 2 階
 電話番号 03-4580-2700（代表）
 ウェブサイトアドレス <https://tricolor.group/>
 メールアドレス outbound@jp.tricorglobal.com

トライコー・グループは日系企業の海外進出先として注目を集めるアジア諸国を中心にサービスを展開しており、グループのネットワークを活かしたビジネスサポート業務を提供します。

国際機関からの認定・認証について

トライコー・グループの会計・財務報告などのサービスは、国際保証業務基準（ISAE）3402 に基づき、毎年外部監査を受け、認定されています。また、お客様からお預かりした情報を取り扱うにあたり、情報の機密性・完全性・可用性に関する適切な対応を実施しております。IT インフラストラクチャーおよびデータセンターにおいては、情報セキュリティ管理に関する国際規格である、ISO27001 の認証を受けています。



はじめに

トライコー・グループについて

トライコー・グループは香港にグループ本社を置く、アジア最大のバックオフィス専門のビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）のサービスプロバイダで、日本（東京）を含むアジア圏を中心に 21 ヶ国 47 拠点で外国企業のアジア進出における現地法人設立支援や現地法人運営支援、就労ビザ取得に伴う各種手続きなどのサービスを提供しています。

業種、業態、企業規模を問わず約 50,000 社の顧客を抱えています。また、Fortune Global 500 の企業のうち、40%はトライコー・グループの顧客です。私たちは外国企業がアジアで直面する様々なケースを想定した知見と経験を豊富に持っており、グループ総数 2,600 名の従業員のうち、630 名が会社秘書役、税理士、会計士などの国家資格を有する専門家です。これら専門家集団が頻繁に変更されるアジア各国の法令・規制の内容を正確に理解し、現地国のコンプライアンスを遵守して質の高いサービスを提供しています。

海外でビジネスを展開する日系企業は、現地国でのビジネスの成功のために売上や利益の追求、マーケットシェアの獲得において様々な指標を設定しています。しかしながら健全な現地法人の運営に欠かせない、税務・会計・労務などのコンプライアンスに直結する管理業務がビジネスの成功指標として浸透している例はまだ多くないのが実情です。

2020 年は、COVID-19 の世界規模での感染拡大を受け、企業運営のあり方の変容を強いられました。日系企業のアジア各国の現地法人運営も例外なく、事業を存続させるための根本となる施策、つまり「有事における迅速かつ適切な対応」が、最重要課題のひとつであることを認めざるを得ない状況となりました。また、これに呼応するかのように、域外適用のコンプライアンスに関する規定の制定も、ますます加速しています。

このような背景から、海外ビジネスを行うすべての企業が、現地法人運営のガバナンス・リスク管理・コンプライアンスに関する認識を新たにすることが求められているのです。

ビジネスの成功とコンプライアンスは繋がっている

私たちトライコー・グループは、1,000 社を超える日系企業アジア現地法人にサービスを提供してきた経験から

- これからアジア進出を検討されている企業様
- すでにアジア進出されていて、さらに他のアジア国で事業展開を検討されている企業様
- アジア現地法人のバックオフィス業務の運用に不安をお持ちの企業様
- 現地のバックオフィス業務委託先のサービス品質に不安をお持ちの企業様
- 複数国に進出しており、本社による現地法人の状況把握が困難な企業様
- その他、現地法人のガバナンス、リスク管理、コンプライアンスでお困りの企業様

のために、東京の「ジャパン・デスク」と「トライコーの各アジア拠点」が国を横断した連携を取りつつ「ワン・ストップ・サービスの提供」を実現し、日系企業の現地法人運営に関わるガバナンス・リスク管理・コンプライアンス遵守を支援します。

One Asia Lawyers Group について

アジアの法律アドバイスをワン・ストップで提供

アジアの経済発展や人口増加等に伴い、アジア各国に展開する日本企業が増加を続けています。One Asia Lawyers Group は、東南アジア・南アジアなどのアジア各国の法律情報を、ワン・ストップでシームレスに提供するために設立された法律事務所グループです。

当グループは、現在、日本国内（東京・大阪）の他に、ブルネイを除く全ての ASEAN 加盟国、インドを中心とした南アジア各国、そしてオーストラリア、ニュージーランド、イギリスの 19 か国にオフィスを展開しています。そして、それぞれのオフィスに日本法弁護士・専門家を配置し、現地の法律事務所と緊密に提携しながら、アジア太平洋地域に展開する日本企業にワン・ストップのリーガルサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group の特徴は、アジア各国の現地に根付いたリーガルサービスの提供です。例えば、当グループのシンガポールにおいては、日本法・シンガポール両資格を有する、シンガポール裁判所で代理が可能な日本人弁護士が揃っており、タイ・ベトナム・ラオスなどの英語が公用語ではない法域においてはタイ語・ベトナム語・ラオス語などの現地言語にも堪能で、在住経験が長い経験豊富な日本人専門家が揃っております。

さらに各国の日本人メンバーは現地において 10 年以上居住したメンバーもいるなど、アジア現地における法律実務、商習慣に精通した専門家が現地に根付いたプラクティカルなアドバイスを提供しています。そして、そのネットワークを活かして、日本本社、シンガポールやタイの統括会社にワン・ストップのリーガルサービスを提供しています。

当グループは、今年 10 月に、オーストラリア・ニュージーランドにオフィスを開設しました。また、日本国内においても、今年 3 月から大阪を加えて国内 2 拠点体制をとっています。今後は、アジア各国におけるチームの強化・増強に努めるべく、日々研鑽に努めるとともに、アジアオフィス・メンバーオフィスの増設を予定しております。

かように、当グループは日本企業のアジア進出や展開の支援をより深く、幅広く行う予定です。また、国内メンバーの強化はもとより今後は名古屋・福岡などの日本国内の拠点の増設を行い、国内法務への対応もできる体制を整えていく予定です。



One Asia Lawyers Group / 弁護士法人 One Asia

弁護士・スタッフ数：約 300 名（シンガポール 23 名、タイ 19 名、マレーシア 10 名、インドネシア 13 名、ベトナム 22 名、フィリピン 20 名、カンボジア 38 名、ラオス 7 名、ミャンマー 20 名、南アジア 25 名、オーストラリア・ニュージーランド 60 名、東京 40 名、大阪 9 名）

所在地 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 31 階
電話番号 03-6550-9000
ウェブサイトアドレス <https://oneasia.legal/>
メールアドレス info@oneasia.legal

One Asia Lawyers Group はアジア各国のリーガルアドバイスを、シームレスに、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のアジア法務特化型の法律事務所です。本年 10 月にはオーストラリア・ニュージーランドオフィスを開設しています



インド India

インド進出のメリット

- 各都市の発展が著しく有望な市場と労働力に恵まれた国
 - ビジネスのしやすさランキング 63 位（出所：世界銀行「Doing Business 2020」）
 - 世界で勢いのある都市ランキング 1 位～ 20 位：ハイデラバード / バンガロール / チェンナイ / デリー / プネー / ムンバイ（出所：米 JLL, 2020）
- 世界第 2 位の人口を支える豊富な労働力
 - 公用語が英語で、若手・理系人材が豊富

インドの投資環境

- ネガティブリスト*上の業種以外は外資100%の出資が可能。
- ネガティブリスト上の業種：宝くじ・賭博類、不動産業（住宅・商業施設を除く）、タバコ製造、鉄道（例外あり）等。
- 自動承認ルート（ネガティブリストにない業種）：1）外国からの送金、2）外国人への株式発行について、中央銀行（RBI）に事後報告が必要。
- 株式譲渡価格規制（Pricing Guidelines）：インド居住者から非居住者へ譲渡する場合は、株式の国際公正価格以下で、非居住者から居住者へ譲渡する場合は国際公正価格以上で行う等の規制あり。
- 海外からの借り入れ規制：インド法人が海外（例：日本の親会社やシンガポールの統括会社）から借り入れを行う場合は、外為法（FEMA）等のECB規制に従う必要あり。

インドでの現地法人設立、法人運営

- 現地法人の形態：有限責任会社（公開 / 非公開）。他に保証有限責任会社、無限責任会社もあるが一般的ではない。
- 設立に要する期間：約 2 ～ 6 ヶ月
- 設立の要件
 - 法的には最低資本金は定められていない。が、払込資本金 5,000 万ルピー以上の会社は常勤のカンパニー・セクレタリ*の設置が必須。
 - 株主は公開会社の場合最低 7 名、非公開会社の場合最低 2 名（上限は 200 名）が必要。
なお、一人会社（One Person Company）は、インド国籍・インド居住の個人に限って認められる。
 - 取締役は公開会社の場合最低 3 名、非公開会社の場合最低 2 名が必要でうち最低 1 名は前年 1 年間に 182 日以上インド居住実績が必要。
 - 以下の公開会社は 1 名以上の女性取締役の任命が必要。
1. 上場会社または 2. 払込資本金額 10 億ルピー以上または売上高 30 億ルピー以上
 - 設立時に PAN（納税基本番号）、DSC（電子署名証書）など多くの書類・情報の事前準備が必要。
- 法人運営
 - 法人税率：実効税率（法人税＋課徴金＋教育目的税：製造に対して課せられる間接税）30.9 ～ 34.61%
※インド政府の発表により、2019 年度（2019 年 4 月～ 2020 年 3 月）以降は 22%まで引き下げられ、サーチャージ、目的税を含めた実効税率は 25.17%となる見込み
 - 全ての法人にインド勅許会計士協会所属の会計士による毎年の会計監査が義務づけられている。



備考

1956 年以来 57 年ぶりに改正された 2013 年改正会社法（2014 年施行）は、会社設立に伴う各種手続きの簡素化・合理化とコンプライアンスの強化を実現した。2017 年に一部の過剰なコンプライアンス規定が改正されたことで外国企業のインド進出規制が緩和されたが、今後も頻繁な制度改訂が予測されることから、情報のアップデートと迅速適切な対応が求められる。

トライコー・インドについて

トライコー・インドは外国企業が多いインド西部の都市プネーを中心に、世界を代表する都市であるニューデリー、インド最大の商業都市ムンバイ、インド南部の大都市ハイデラバード、「インドのデトロイト」と呼ばれるチェンナイ、「インドのシリコンバレー」と呼ばれるバンガロール、急速に発展している経済都市のグルグラムなど計7拠点で現地法人設立やビジネスライセンスの取得などのコーポレート・サービス*や会計・税務業務支援、給与計算などのビジネス・サービス*、企業運営にかかわるコンプライアンス関連サービスなどを提供しています。トライコー・インドは前身のプロフェッショナル・ファームの創設から通算50年以上、会計・税務・アドバイザリー・サービスを通して海外企業を支援してきました。また、インドのビジネスコンサルティング会社であるNexdigmと合併会社を設立してサービスラインナップの拡大と品質の強化を図ることで、インドに進出しようとしている外国企業やインド国内で事業拡大しようとしているあらゆる企業が抱えるバックオフィスの課題解決を、ワン・ストップでお手伝いします。

トライコー・インドができること

- 現地法人設立登記およびカンパニー・セクレタリ業務
※会社法で定められた各種書類の準備・提出・保管など
- ビジネス・アドバイザリー・サービス*
- 市場調査
- 法務支援・契約管理
- 法人銀行口座の開設・支払管理
- 会計記帳および財務・会計報告
- 税務サービス
- 現地法人運営に伴い必要なバックオフィス業務のリスク管理、現地法令遵守のために求められるコンプライアンスに関するサービス
- 給与計算・社会保険サービス
- 人事業務支援
- 就労ビザ・アドバイザリー・サービス
- 法人解散、清算

📍 トライコー・グループの各拠点所在地

📍 トライコー・インド（インド本社） プネー（Pune）

5th Floor, VEN Business Centre No 135/1, Baner-Pashan Link Road Pashan Pune, 411 021 India

☎ (91) 20 6720 3800 📠 (91) 20 6720 3820 ✉ skpt.info@skptricolor.com

📍 バンガロール（Bangalore）

Office No. 312/313 Third Floor Barton Centre, Mahatma Gandhi Road Bangalore 560 001, India

☎ (91) 80 4277 7800 ✉ skpt.info@skptricolor.com

📍 チェンナイ（Chennai）

Office No 3, III Floor No 128 Crown Court, Cathedral Road Chennai, 600 086 India

☎ (91) 44 4208 0337 ✉ skpt.info@skptricolor.com

📍 ハイデラバード（Hyderabad）

6-3-249/3/1, SSK Building, 2nd Floor Ranga Raju Lane Road No 1, Banjara Hills Hyderabad 500 034, India

☎ (91) 40 2325 1800 ✉ skpt.info@skptricolor.com

📍 ムンバイ（Mumbai）

Urmi Axis, Famous Studio Lane Dr. E. Moses Road, Mahalaxmi Mumbai 400011, India

☎ (91) 22 6617 8000 ✉ skpt.info@skptricolor.com

📍 ニューデリー（New Delhi）

Plot No. 38, LGF Pocket-2, Jasola New Delhi 110 025, India

☎ (91) 11 4102 5588 ✉ skpt.info@skptricolor.com

📍 グルグラム（Gurugram）

Building 9A, 14th Floor DLF Cyber City, Phase III Gurugram 122 002, India

☎ (91) 124 474 8800 ✉ skpt.info@skptricolor.com

🕒 **ビジネスアワー** 月曜から金曜まで 9:30 ~ 18:30（日本との時差 -3 時間 30 分）※土曜、日曜、インドの祝日は除く



インドネシア Indonesia

インドネシア進出のメリット

- 若く豊富な労働力
 - 世界第 4 位の人口かつ平均年齢（中央値ベースの平均年齢 Median age）30 歳の「働き盛り」で生産人口年齢（15 ～ 64 歳）が非生産人口年齢より多い

インドネシアの外資規制（2020 年 10 月現在）

- 投資分野の制限
 - インドネシアでは、投資調整庁（BKPM）により、投資が閉鎖されている事業分野、条件付きで投資が認められている事業分野がネガティブリストとして規定されている。投資が閉鎖されている事業及び条件付で開放されている事業のリスト（「ネガティブリスト」）が定められ、閉鎖されている事業では外国投資は認められない。
 - また条件付きで解放されている事業は、ネガティブリストで外資の出資上限、中小・零細企業、協同組合とのパートナーシップ、投資地域の限定、管轄館長からの特別許可等が定められている。このネガティブリストに記載されていない事業分野では、100% の出資が認められる。
 - ※投資前には BKPM への確認をお勧めします。ネガティブリストは数年に一度見直されています。

インドネシアでの現地法人設立

- 現地法人の形態：株式会社
- 設立に要する期間：約 1 ヶ月（下記 1 ～ 3 まで）
- 設立手順

2018 年に導入された OSS（オンラインシングルサブミッション）により、以下のような許認可手続きへと簡素化された。

 1. 法人格取得
 - 公証人による設立証書（会社定款）の作成
 - 法務人権省への提出
 2. 事業ライセンス取得
 - OSS（インドネシア投資調整庁による事業認可システム）へ会社データの入力し、NIB（事業者識別番号）の取得
 3. 納税者番号の取得
 - 税務署にて納税者番号の取得
- 設立の要件
 - 最低資本金：最低 25 億ルピア（以下 IDR と記載）
 - ※業種・事業規模によって異なる。
 - ※外国資本が 1% でも含まれていれば「外資系企業」（Penanaman Modal Asing (PMA)）と定義される。
 - 法人・個人を問わず最低 2 名の株主。
 - 土地・建物を除く投資額合計 100 億ルピア以上。
 - 取締役のうち最低 1 人はインドネシアでの居住ステータス（就労ビザの取得）が必要。

■ インドネシア現地法人運営上の留意点

- 最低投資額 100 億ルピアを満たすことを記載することが設立手続き上求められている。しかしながら、実務上、投資実績の厳格なモニタリングは行われておらず、最低投資額達成までの期限の適用や未達成における罰則の適用はない。
- 土地所有権は、インドネシア人（個人）にのみ認められている。PMA 企業は建設利用権 (HGB) として利用期間が定まった利用権を取得することができる。
- 外国人には人事権がなく、会社設立後、まずは人事部の担当者を採用する必要あり。
- 最低 1 名のコミサリス（監査役）を選任する必要あり。
- 主な税金として、所得税、VAT（付加価値税）がある。

法人所得税：

利益に課せられる法人税と売上に課せられる最終分離課税の 2 種類あり。

VAT（付加価値税）：

販売時徴収付加価値税額（売上 VAT）より仕入時支払い付加価値税額（仕入 VAT）を差し引いた差額を月次で納税。

※仕入 VAT が売上 VAT の金額を上回る場合は納税がなく、上回った分が翌月へ「繰越」となる。

- 利益に課せられる法人税率：2020 年～ 2021 年 22%、2022 年以降 20%
※仕入 VAT が売上 VAT の金額を上回る場合は納税がなく、上回った分が翌月へ「繰越」となる。
- インドネシアで設立された全ての外資法人（PMA 企業）に毎年会計監査が義務づけられている。

備考

2020 年にはオムニバス法が成立し、大幅な法改正が定められており、事業活動においては注意が必要である。さらに、インドネシアでは法改正が頻繁に行われ、また事業分野毎に適用法令が体系的にまとめられているという状況にないため、遵守すべき法令の内容や法令の実務運用に関する情報について、正確にアドバイスを受けることが重要となる。

トライコー・インドネシアについて

トライコー・インドネシアは首都ジャカルタに拠点を置き、前身の会計事務所から数えると 60 年以上、インドネシア国内企業やインドネシアに進出する外国企業の双方に企業規模や業種業態を問わず現地法人設立やビジネスライセンスの取得などのコーポレート・サービス * や会計・税務業務支援、給与計算などのビジネス・サービス * を提供してきました。2019 年現在で 150 超の日系企業様のインドネシア進出のお手伝いをしています。

トライコー・インドネシアができること

- 現地法人設立登記およびカンパニー・セクレタリ * 業務
※会社法で定められた各種書類の準備・提出・保管など
- 法人銀行口座の開設・支払管理
- 会計記帳および財務・会計報告
- 法人税および個人所得税申告
- 商品サービス税（VAT）登録及び申告
- 現地法人運営に伴い必要なバックオフィス業務のリスク管理、現地法令遵守のために求められるコンプライアンスに関するサービス
- 給与計算・社会保険サービス
- 人事コンサルティング
- 就労ビザの申請
- 法人解散、清算

📍 トライコー・グループの各拠点所在地

📍 トライコー・インドネシア（インドネシア本社）

ジャカルタ（Jakarta）

31st Floor, Wisma GKBI Jl. Jend. Sudirman No.28,
RT.14/RW.1Bendungan Hilir, Tanah Abang
Daerah Khusus Ibukota Jakarta 10210, Indonesia

☎ (62) 21 574 1177 ✉ info@id.tricorglobal.com

📠 (62) 21 574 1188

✉ Japan Desk

Nozomi Kitaoka : Nozomi.Kitaoka@id.tricorglobal.com

Masashi Sugai : masashi.sugai@id.tricorglobal.com

Utako Sato: utako.sato@id.tricorglobal.com

🕒 ビジネスアワー 月曜から金曜まで 9:00 ～ 17:00（日本との時差 -2 時間）※土曜、日曜、インドネシアの祝日は除く



カンボジア Cambodia

カンボジア進出のメリット

- 若い労働力・物価が安い
- タイとベトナムの間に位置する地理的優位性
- 国政の安定

カンボジアの投資環境

■ 投資分野の制限

- 向精神剤および麻薬の製造・加工、国際規約等によって禁止され、公衆の健康や環境に影響を及ぼす毒性のある化学品、農業用殺虫剤等の製造・加工、外国から輸入される廃棄物を使った電力の加工・生産、森林法が禁止する森林開拓事業については、投資禁止業種として、内資・外資問わず、一切の投資が認められていない。
- カンボジアでは原則として外資規制は存在していないが、例外的に、土地の所有を伴う不動産業、弁護士業、税務申告代行業、カンボジア人技能実習生送り出し業等については、外国人・外国企業はこれらを行うことができない。

■ 土地所有に関する外資規制

- 外国人・外国企業は土地を所有することができない。
ただし、株式の51%以上をカンボジア人またはカンボジア企業が保有する会社（株主の頭数は問わない）はカンボジア企業として土地を所有することが可能。

カンボジアでの法人設立、法人運営

■ 現地法人の形態：私的有限責任会社または公開有限責任会社、駐在員事務所、支店

※駐在員事務所は市場調査などを行うことができるが、営業活動については行うことができない

■ 設立に要する期間：上記いずれも約1ヶ月（許認可、労働省の手続等を除く）

■ 私的有限責任会社設立の要件

- 最低資本金：1,000 米ドル（業種によっては許認可取得時に別途の資本金規制あり）
- 株主：1名以上（居住者、非居住者問わず）
- 取締役：1名以上（居住者、非居住者問わず）
- 監査役：定款の記載により不要。
- 登記のための会社住所が必要であり、住所となる不動産について固定資産税が支払われている必要がある。

※2020年より会社設立手続が電子化され、期間が大幅に短縮

※会社登記の手続はカンパニー・セクレタリ*に依頼（推奨）

■ 法人運営

- 全ての駐在員事務所・支店・法人について、月次・年次の税務申告が義務付けられている。
- 取締役会については、委任状による代理人の出席および書面決議はいずれも可。
- 株主総会については、委任状による代理人の出席および書面決議はいずれも可。
- 法人税：利益に対する20%または売上に対する1%の内のいずれが多い方。



備考

これまで様々な事項について法令が存在しておらず、グレーゾーンについて政府による規制が行われてこなかったが、2019年の建設法の施行、2021年1月から実施されるキャピタルゲイン課税等、グレーゾーンに対する立法・法施行が進んでいる。このように、これまで行うことが可能と考えられていた事項等についても立法等がなされることによって制度が変わる可能性があるため、法令のアップデート等の情報に留意する必要がある。



韓国 South Korea

韓国進出のメリット

- 先進的な IT インフラを持つ国
 - ビジネスのしやすさランキング 5 位（出所：世界銀行「Doing business 2020」）
 - 世界デジタル競争力 8 位（出所：IMD Digital competitiveness 2020）
 - 経済の自由度指数 25 位（出所：米ヘリテージ財団, 2020）
 - インフラ整備が高レベル低コスト

韓国の投資環境

- 特定の業種を除いて外資 100%の出資が可能。

韓国での現地法人設立、法人運営

- 現地法人の形態：合名会社、合資会社、有限責任会社、有限会社、株式会社
※2019 年現在、日本企業の現地法人設立形態は株式会社が一般的
- 設立に要する期間：約 2 週間～1 ヶ月
- 設立の要件
 - 最低資本金：1 億ウォン（以下 KRW と記載）、最大限度なし
※外国人投資企業として登記する場合
※外国人投資家 1 名あたりの投資金額であること且つ、「外国人投資」の場合は持分率 10% 以上所有の投資であること
※資本金送金前に「外国人投資申告」を完了させる必要がある
 - 株主は法人の場合は 1 名以上の発起人が必要（居住者、非居住者問わず）。
 - 資本金 10 億 KPW 以上の場合は最低 3 名以上の理事（取締役）、監査人 1 名以上、資本金 10 億 KPW 未満の場合は 1 名以上の理事（取締役）が必要（居住者、非居住者問わず）。
※資本金 10 億ウォン未満の場合、監査人の選任は不要
- 法人運営
 - 法人税率（以下：2018 年の場合）

課税所得 2 億 KPW まで	10%
課税所得 2 億 KPW ～ 200 億 KPW	20%
課税所得 200 億 KPW ～ 3,000 億 KPW	22%
課税所得 3,000 億 KPW 以上	25%



備考

2018 年 11 月に施行された「株式会社などの外部監査に関する法律」の改正に伴い、外部監査の対象が従来の「株式会社」から「株式会社など（例：有限会社）」に拡大され、財務諸表作成における会社の責任が強化されるなど、企業会計の透明性・信頼性の向上を目的とした規制が進んでいる。

トライコー・コリアについて

トライコー・コリアは首都ソウルに拠点を置き、専門知識豊富な会計士による韓国への進出、韓国からの他国進出に関するアドバイスやコンサルティングをはじめ、コーポレート・サービス*や人事業務支援、給与計算などのサービスを提供しています。

トライコー・コリアができること

- 現地法人設立登記
- ビジネス・アドバイザリー・サービス*
- 株主総会・臨時株主総会・取締役会の議事録作成
- 法人銀行口座の開設・支払管理
- 財務・会計報告
- 税務対策、付加価値税還付 (VAT) に関するサービス
- 社名、取締役、事業範囲、住所、監査役、資本金などの変更手続き
- 給与計算・社会保険サービス
- 就労ビザの申請、住民票取得支援
- 法人解散、清算

📍 トライコー・グループの各拠点所在地

📍 トライコー・コリア（韓国本社） ソウル（Seoul）

Hanjin Heavy Industry Building 8th Flr., 4, Hangang-daero 71-gil, Yongsan-gu, Seoul 04322, Korea

☎ (82) 2 3276 0600 📠 (82) 2 796 7181 ✉ info@kr.tricorglobal.com

🕒 **ビジネスアワー** 月曜から金曜まで 9:00 ～ 18:00（日本との時差 0 時間）※土曜、日曜、韓国の祝日は除く



シンガポール Singapore

シンガポール進出のメリット

- 世界トップクラスのビジネス環境を持つ国
 - ビジネスのしやすさランキング 2 位（出所：世界銀行「Doing business 2020」）
 - 投資したい国ランキング 2 位（出所：米 BAV コンサルティングおよびペンシルバニア大学ウォートン校, 2017）
 - 世界競争力ランキング 1 位（出所：IMD World Competitiveness 2020）
 - 世界デジタル競争力 2 位（出所：IMD Digital competitiveness 2020）
 - 腐敗認識指数 4 位（出所：Transparency International「CPI：Corruption Perceptions Index 指数 2019」）
 - ビジネスの様々な分野における「アジアのハブ」として、アジア統括拠点や R&D 拠点として機能するためのビジネスインフラが発達
- 低い法人税率：17%
- 「人材国家」：グローバルな発想を持った有能な人材の宝庫
 - 国を挙げてのエリート教育の徹底、積極的な外国人高度人材誘致

シンガポールの投資環境

- 国内で高付加価値を創出可能な外国企業または国内技術革新に貢献可能と見なされた外国企業は様々な優遇措置を受けることが可能。

シンガポールでの現地法人設立、法人運営

- 現地法人の形態：無限責任会社、有限責任株式会社（公開 / 非公開） / 有限責任保証会社
※2020 年現在、日本企業の現地法人設立形態は有限責任株式会社が一般的
- 設立に要する期間：約 1 週間
- 設立の要件
 - 最低資本金：通常 1 シンガポールドル（以下 SGD と記載）
※但し就労ビザを取得する場合には、その人材の雇用を維持するに十分な額の資本金払い込みが必要
 - 最低 1 名（非公開会社は株主 50 名以下）の最低 1 名の株主（個人・法人、シンガポール居住・非居住を問わず）、最低 1 名の居住取締役が必要。
 - 設立から 6 ヶ月以内に最低 1 名の居住カンパニー・セクレタリ *（会社秘書役：設立後 6 ヶ月以内任命）が必須。
 - 設立から 3 ヶ月以内に会計監査人（法定監査が免除される会社を除く）が必須。
 - 口座開設には 2 名以上の取締役、または 1 名の取締役とカンパニー・セクレタリが銀行員の目の前で署名することが必要。（銀行による）
- 法人運営
 - 法人税率：17%
 - 小規模会社、休眠会社以外の全ての法人に毎年会計監査が義務づけられている



備考

マネーロンダリングやテロ資金供与対策として会社設立や法人口座開設に関する規制が厳しくなり、会社設立や口座開設ができない事例も出ている。必要書類の準備や事業目的の説明、その事業に適した資本金の用意など、国や銀行に対する情報提供を万全に整えることが重要である。

例えば、2020 年には企業の Register of Registrable Controllers の情報等についても ACRA への登記が必要となる法改正が行われており（もっとも政府機関等が閲覧可能であり、一般には公開されない）、注意が必要である。

トライコー・シンガポールについて

トライコー・シンガポールはもともと、PriceWaterhouseCoopers のカンパニー・セクレタリアル部門として設立され、コーポレート・サービス * およびビジネス・サービス * におけるプロフェッショナルとしてシンガポールで 40 年以上の歴史を有しており、現在ではシンガポールにおける BPO 業界最大手として外国企業、国内大手企業から中小企業にいたるまで、シンガポール国内 5,000 社以上（うち日系企業 300 社超）の企業にサービスを提供しています。

また、シンガポールの大手法律事務所である Wong Partnership 並びに Colin Ng & Partners と合併会社を設立し、これらの法律事務所のクライアントに対してもカンパニー・セクレタリ業務を提供しています。

トライコー・シンガポールができること

- 現地法人設立登記およびカンパニー・セクレタリ業務
※会社法で定められた各種書類の準備・提出・保管など
- 法人銀行口座の開設支援（口座開設に伴う取締役会決議、その他秘書役が用意できる書類の手配、銀行担当者のご紹介）
- 会計記帳および財務・会計報告
- 法人税および個人所得税申告
- 商品サービス税（GST）登録及び申告
- 株式事務
- 現地法人運営に伴い必要なバックオフィス業務のリスク管理、現地法令遵守のために求められるコンプライアンスに関するサービス
- 給与計算・社会保険サービス
- 就労ビザの申請
- 法人解散、清算

📍 トライコー・グループの各拠点所在地

📍 トライコー・シンガポール（シンガポール本社）

シンガポール（Singapore）

80 Robinson Road, #02-00 Singapore 068898

☎ (65) 6236 3333 📠 (65) 6236 4399 ✉ info@sg.tricorglobal.com

🕒 **ビジネスアワー** 月曜から金曜まで 9:00 ～ 17:00（日本との時差 -1 時間）※土曜、日曜、シンガポールの祝日は除く

タイ Thailand

タイ進出のメリット

- **アジアにおいて地の利に恵まれた国**
 - ビジネスのしやすさランキング 21 位（出所：世界銀行「Doing business 2020」）
 - 世界で勢いのある都市ランキング 18 位：バンコク（出所：米 JLL, 2020）
 - 「東南アジアの中心」に位置し、東南アジア諸国はもちろん、中国やインドとの流通・物流に地の利がある
 - 親日国
- **低い法人税率：20%**

タイの投資環境

- BOI（タイ投資委員会）が認可する業種（農業・バイオ・医療機器産業、先進製造業、創造・デジタル産業、高付加価値サービス、基礎・裾野産業）に基づいて事業進出する場合、法人税・関税の優遇、外国人の土地所有権など、様々な恩恵を受けることが可能。
- 外国人事業法上の外資規制
 - タイ政府指定のリスト 1～3 計 43 業種への参入については、外資比率 50% 以上が禁止
 - 製造業は原則規制対象外。
 - 小売業、卸売業、サービス業は規制対象とされ、外国人事業許可（FBL）の取得が必要。ただし、一般的に取得は困難（BOI の認可を受けた事業については、FBL に代わり外国人事業証明書（FBC）の取得が可能）
 - リスト 3 に規定される「その他サービス」に含まれる事業と除外事業

サービス業と認定される例	サービス業から除外された事業 (2019 年 6 月 25 日付施行の商務省令)
・ サービス費用を含む製品の設置サービス ・ メンテナンス・修理サービス ・ オーダーメイドの製造業 など	省令の要件に該当するグループ会社または関連会社に対する以下の事業 ・ タイ国内の金銭貸付業務 ・ 事業所スペースの賃貸業務 ・ 以下の分野のアドバイザー業務 ① 経営管理 ② マーケティング ③ 人事 ④ 情報テクノロジー

- **土地法上の外資規制**
土地を保有する場合は、外資比率 49% 超および外国籍株主の頭数が過半数の場合禁止。

タイでの現地法人設立、法人運営

- **現地法人の形態：普通パートナーシップ、有限パートナーシップ、非公開株式会社、公開株式会社**
※2020 年現在、日本企業の現地法人設立形態は非公開株式会社が一般的
- **設立に要する期間：約 2 ヶ月**
- **設立の要件**
 - 法的には最低資本金は定められていないが、外国人従業員雇用のための労働許可証（ワークパーミット）を申請する場合、外国人従業員 1 人あたり 200 万バーツの用意が必要。また、外国人事業許可を取得する場合の最低資本金は 300 万バーツまたは 3 年間の想定事業運転費用の平均値の 25% のいずれか高い方となる。
※外国人が就労ビザを取得するには外国人 1 人あたりタイ人 4 名の雇用が必要
 - 株主は最低 3 名必要（居住者、非居住者問わず）。
 - 取締役は 1 名以上であれば数に指定はなく、居住、非居住も問わないが、署名権を有する取締役の指名が必要（他の取締役の代理署名または押印は認められない）。
 - 付属定款は任意で登記することが可能（株式譲渡制限や株主総会における議決権行使方法を定めておくことが一般的）。
 - 会社登記の手続はカンパニー・セクレタリ * に依頼（推奨）する。

■ 法人運営

- 法人税率：20%
- 全ての法人にタイの公認会計士資格を持つ会計監査人の設置と毎年の会計監査が義務づけられている。
- 取締役会については委任状による代理人の出席および書面決議はどちらも不可。
- 株主総会については委任状による代理人の出席は可能、書面決議は不可。
- 会社登記の手続きはカンパニー・セクレタリ*に依頼（推奨）する。

✎ 備考

2020年4月19日より施行された勅令により、取締役会および株主総会を、オンライン会議システムを通じて開催することが認められた。ただし、開催にあたって、同勅令、2020年5月27日より施行されたデジタル経済社会省の告示の要件および2020年5月29日より施行された電子取引開発機構（ETDA）の情報セキュリティ保全基準を遵守する必要があるため要注意。また、2020年6月9日および6月23日に民商法の改正案が閣議承認された。法案成立まで1年程度かかることが予想されているが、主な改正案として、①吸収合併制度を創設すること、②株主総会の最低出席者数を2名以上と定めること、③非公開会社の株主数を最低2名に低減すること、④株主総会開催前の新聞公告の義務を撤廃すること等が承認されている。

■ トライコー・タイについて

2005年にPricewaterhouseCoopersからスピンアウトしたトライコー・タイは、首都バンコクに拠点を置き、大企業や中小企業、上場企業や非上場企業に関わらず現地法人設立やビジネスライセンスの取得などのコーポレート・サービス*や会計・税務業務支援、給与計算などのビジネス・サービス*などのサービスを提供しています。

■ トライコー・タイができること

- 現地法人設立登記およびカンパニー・セクレタリ業務
※会社法で定められた各種書類の準備・提出・保管など
- 法人銀行口座の開設・支払管理
- 財務・会計報告
- 税務サービス
- 現地法人運営に伴い必要なバックオフィス業務のリスク管理、現地法令遵守のために求められるコンプライアンスに関するサービス
- 給与計算サービス
- 就労ビザの申請支援
- 法人解散、清算

📍 トライコー・グループの各拠点所在地

📍 トライコー・タイ（タイ本社）

バンコク（Bangkok）

179/60-62 Bangkok City Tower 13th Floor South Sathorn Road, Thungmahamek, Sathorn
Bangkok 10120 Thailand

☎ (66) 2 343 1200 📠 (66) 2 286 4130 ✉ info@th.tricorglobal.com

🕒 ビジネスアワー 月曜から金曜まで 9:00 ~ 17:00（日本との時差 -2 時間）※土曜、日曜、タイの祝日は除く



台湾 Taiwan, China

台湾進出のメリット

- 親日で国を挙げての外国企業誘致が積極的な国
 - ビジネスのしやすさランキング 15 位（出所：世界銀行「Doing business 2020」）
 - 世界競争力ランキング 11 位（出所：IMD World Competitiveness Centre, 2020）
 - 世界デジタル競争力 11 位（出所：IMD Digital competitiveness 2020）
 - 腐敗認識指数 28 位（出所：Transparency International「CPI：Corruption Perceptions Index 指数 2019」）
 - 「中国・東南アジアへの足掛かり」として最適、特に中国は ECFA（中台経済協力枠組み協定）を締結することで、実質的な自由貿易が成立
 - 台湾政府の積極的な日本企業誘致
 - 治安の良さ、親日国
- 高品質な労働力
 - 労働人口の約 50% 以上が大学・専門学校以上卒で日本語人材が豊富

台湾の投資環境

- ネガティブリスト*に掲載の一部業種を除いて外資100%の出資が可能
- 現地人材の雇用義務なし

台湾での現地法人設立、法人運営

- 現地法人の形態：合名会社（無限公司）、合資会社（兩合公司）、合同会社（有限公司）、株式会社（股份有限公司）
- 設立に要する期間：約 1 ヶ月
- 設立の要件
 - 法人登記申請の前に經濟部投資審議委員会（英語の頭文字をとって「MOEAIC」とも呼ばれる）に外国人投資について申請し、許可が必要。
 - 一般的には最低資本金は定められていないが、業種によっては最低資本金の要求が存在するケースもあるため留意が必要。また、外国人従業員雇用のための就労ビザを申請する場合、一般的に最低 50 万台湾ドル（以下「TWD」）の用意が必要。
 - 合同会社の場合には、株主 1 名により設立が可能。
 - 株式会社の場合には、株主が法人の場合は 1 社、個人の場合は 2 名以上が必要（居住者、非居住者問わず）。
 - 株式会社の場合は 1～2 名の董事（取締役）が必要（居住者、非居住者問わず）。銀行口座の開設には、必ず法人の代表者本人が直接銀行窓口に出向いて申請。
※法人設立前は「〇〇会社準備室」名義で口座（資本金送金用の予備口座）を開設し、設立後に再度代表者本人が直接銀行に出向いて正式な社名に口座名義を変更する
 - なお、台湾へ投資を行う企業が中国大陆の企業か、その他の外国企業（人）かによって取扱いが異なりうるが、本稿では日本企業を含む外国企業による投資であることを前提とする。

■ 設立手続き概要

1. 会社名称（中文）の申請、営業項目の予備審査申請
2. 銀行口座（資本金送金用の予備口座）の開設
3. 經濟部投資審議委員会への外国人投資申請
4. 資本金の送金
5. 經濟部投資審議委員会による投資資金の審査
6. 会社設立登記申請（資本金が 5 億 TWD 以上の場合には中央政府（經濟部商業司）、5 億 TWD 未満の場合には各市政府レベルにおける手続等）

※このほか、加工出口区（輸出加工区）、科学工業園區（サイエンスパーク）等において設立する場合には、当地の主管政府部門において登記申請を行うことになる

7. 会社営業登記（国税局における手続）、英文会社名称の事前審査、銀行口座名義変更等

※前後の必要書類準備（公証・認証手続や必要により中国語への翻訳等）も含めると、全体で 2-3 か月程度を要するのが一般と思われる

經濟部投資審議委員会における審査状況等によっても所要期間は左右される

■ 法人運営

- 法人税率：20%
- 一定の条件（資本金 3,000TWD など）において、会計準則に基づく財務監査と税務規定に基づく税務監査が義務づけられている。



備考

2018 年 11 月より改正会社法が施行され、組織経営の柔軟性が向上する一方でコーポレート・ガバナンスや財務諸表監査が強化されている。外国企業にとっては外国語での法人登記の許可や株主総会のテレビ会議での開催許可など、法人設立・運営における利便性が向上している。具体的には、次のような内容を含む改正がなされた。

■ 組織経営の柔軟性の向上

- 無額面株式制度の導入
- 取締役会設置義務及び取締役の最低人数要件（3 名）の撤廃
- 監査役設置義務の撤廃（単一法人の 100% 子会社の場合）
- 株券発行の任意化（非株式公開発行会社の場合）
- 株券のペーパーレス化
- 会社発起人に対する株式譲渡制限の撤廃
- テレビ会議による株主総会の開催が可能となる（非株式公開発行会社において、定款に規定がある場合）
- 取締役会の招集通知期間の短縮（原則 7 日間前 → 3 日間前）
- 従業員報酬制度の適用対象の拡大
- 取締役会における議決権の書面行使が可能となる（非株式公開発行会社において、定款に規定がある場合）

■ コーポレート・ガバナンスの強化

- 取締役会の招集権保有者の範囲拡大
- 事実上取締役の適用対象の拡大
- 法人格否認の法理の適用範囲の拡大
- 株主総会招集通知への記載事項の追加
- 株主提案権、株主総会招集権の強化

■ マネーロンダリング規制の強化

- 董事、総経理、監査役及び 10% を超える株式を保有する株主について、国籍、生年月日その他身分証明書に関する事項、持株数、出資額等を毎年又は変更時に主管機関に申告しなければならない。

トライコー・台湾について

トライコー・台湾は首都台北に拠点を置き、台湾への進出、台湾からの他国進出に関するアドバイスやコンサルティングをはじめ、現地法人設立やビジネスライセンスの取得などのコーポレート・サービス*や会計・税務業務支援、給与計算などのビジネス・サービス*を提供しています。

トライコー・台湾ができること

- 現地法人設立登記
- ビジネス・アドバイザー・サービス*
- 法人銀行口座の開設・支払管理
- 財務・会計報告
- 税務
- 給与計算・社会保険サービス
- 就労ビザの申請、外国人登録証取得支援
- 法人解散、清算

📍 トライコー・グループの各拠点所在地

📍 トライコー・台湾（台湾本社）

台北 (Taipei)

12F., No.50, Sec. 4, Nanjing E. Rd. Songshan Dist., Taipei City 105 Taiwan, China

☎ (886) 2 2577 0365 📠 (886) 2 2577 9291 ✉ info@tw.tricorglobal.com

🕒 **ビジネスアワー** 月曜から金曜まで 9:00 ~ 18:00（日本との時差 -1 時間）※土曜、日曜、台湾の祝日は除く



中国 Mainland China

中国進出のメリット

- 世界最大のマーケット
 - ビジネスのしやすさランキング 31 位（出所：世界銀行「Doing business 2020」）
 - 世界で勢いのある都市ランキング 11 位～ 17 位：重慶 / 武漢 / 深セン / 杭州 / 上海（出所：米 JLL, 2020）
 - 世界デジタル競争力 16 位（出所：IMD Digital competitiveness 2020）
 - 国を超えたインターネットショッピングの利用による越境 EC の発展
- 豊富な労働力
 - 農村部の若者の高学歴化

中国の投資環境

- ネガティブリストに記載されていない業種については、届出手続きのみで参入可能。

中国での現地法人設立、法人運営

- 中国において、日本企業を含む外国企業の現地法人（一般に中国において設立される現地法人は、株式会社ではなく有限会社（有限責任公司）であることを前提に説明）は、一般に「外商投資企業」と言われる。
この外商投資企業について、従前は、いわゆる外資三法（「中外合資経営企業法」、「中外合作経営企業法」及び「外資企業法」）に基づき、中外合弁企業（中外合資経営企業法に基づいて外国企業と中国企業の両方が出資して設立する形態）、中外合作企業（中外合作経営企業法に基づいて中国企業側、外国企業側が出資方法、利益配分、資産分配等を予め契約して設立する形態）及び外商独資企業（外国資本 100% で設立する形態）の 3 種類に分かれていたが、2020 年 1 月 1 日よりこれらが廃止・統一され、「外商投資法」が施行された。
これにより、外商投資企業の組織形態、組織機構等に関する事項については、中国内資企業と同様、「会社法」に基づき規律されることとなった。また、パートナーシップ（組合）により設立された企業については、外商投資パートナーシップ企業となり、「パートナーシップ（組合）企業法」の関連規定が適用される。
- 現地法人の設立にあたっては、まず、最新の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」（自由貿易区での設立の場合には「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」）。いずれも現在は 2020 年版）を参照し、自社のビジネスがネガティブリストに該当しないかどうかを確認する必要がある。これらのネガティブリストに該当しないビジネスであれば、外商投資企業であっても、基本的に全て中国内資企業と同様の取扱いを受けられることになる。更に、各市場への参入にあたり、「市場参入ネガティブリスト」（現在は 2019 年版）及び「産業構造調整指導目録」（現在は 2019 年版）を参照し、これらのリスト・目録に基づき禁止される産業でないかどうかを確認する必要がある（中国内資企業と同様である）。
- また、2020 年 1 月 1 日からは「外商投資法实施条例」に基づき、従前必要であった商務部門による外資利用に対する許認可又は届出手段も廃止され、「外商投資情報報告弁法」に基づく「外商投資報告制度」が実施されることとなった。
これにより、外国企業又は外商投資企業は、企業登記システム及び国家企業信用情報公示システムを通じ、オンラインにより主管商務部門へ報告を行えば足りることとなった。
- ただし、外国企業が中国において投資して上記のネガティブリストに含まれるビジネスを行おうとする場合には、その投資は、ネガティブリストに規定されている条件に適合していなければならない。外国企業が、その設立に関する情報を、上記の企業登記システム及び国家企業信用情報公示システムにおいて自ら報告すべきこととなる。

- 現地法人の設立に関する手続の流れは、概ね次の通りである（ただし、地域により、当局の対応に若干の差異がある可能性があるため、実際の手続の際には当地政府における取扱いを確認されたい）。

- 1.（自由貿易試験区）外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）該当性有無の確認
2. 企業名称仮登記
3. 定款の届出・営業許可証申請
4. 外国企業による企業登記システムを通じた初期報告の提出
5. 銀行口座の開設、各種登記等手続
（税務登記、税関登記、組織機構コード番号、公安局への公印届出等）

※このほか、設立登記申請前に、登録住所確定のためのオフィス賃貸借契約の締結、また税務登記完了後、事業開始にあたっては一般納税人資格登記、増値税発票に関する手続等も必要となる。これらをあわせて、一般には設立・事業開始可能となるまで、2-3 か月程度は必要となる。

- 現地法人の形態：独資（外国資本 100%）、合併（中外合資経営企業法に基いて外国企業と中国企業の両方が出資）、合作（中外合資経営企業法に基いて中国企業側、外国企業側が出資方法、利益配分、資産分配等を予め契約）

※2019 年現在、日本企業の現地法人設立形態は中外合併が一般的

- 設立に要する期間：約 3 ヶ月

- 設立の要件

- 最低資本金は定められていないが、投資総額に対する登録資本の比率が規定されている。
- 外商投資企業における資本金に関しては、「投資総額」と「登録資本」という 2 つの概念が存在し、前者は、当該外商投資企業における事業規模の枠を表し、後者は一般にイメージされる資本金である。

従前は、中外合資経営企業法等に基づき、両者の比率が下表の通り規定されていたが、同法等が廃止されて以降、その取扱いが不明確となっているため注意が必要である。この投資総額と登録資本の差額は「投注差」と呼ばれ、外商投資企業における親会社借入の上限となる。

投資総額（米国ドル）	最低登録資本金（米国ドル）
～ 300 万	-
300 万超～ 1,000 万	210 万
1,000 万超～ 3,000 万	500 万
3,000 万超	1,200 万

- 資本金は会社設立後に支払う形式であり、定款に記載すれば分納可能。

※資本金支払いの確認は中国の公認会計士による確認が必要

- 董事（非居住者可）3 ～ 13 名の範囲での任命が必要。

- 組織機構

- 従前は、外商独資企業と中外合併企業 / 中外合作企業とで、その組織機構の構造が異なっていたが、上記の通り、2020 年 1 月 1 日からこれらが全て「会社法」に基づくことに統一されたため、現在はいずれも、①株主（会）、②董事会 *（または執行董事）及び③经营管理機構（総経理 *、副総経理等）並びに監事 *（会）：日本の監査役に類似という構造となっている。なお、各役員等については、居住要件は基本的に存在せず、コモンローにおける秘書役のような役職も存在しない。

- 法人運営

- 法人税率：25%

※小規模薄利企業は 20%、ハイテク企業は 15%

- 全ての法人に中国の公認会計士による毎年の会計監査が義務づけられている。



備考

上記の通り、中国における現地法人（外商投資企業）に関する法規制が、2020年1月1日より大きく変更されている。基本的には規制緩和の方向に向かっていると見えるが、現在もなお移行期であるため、引き続き関連規定の動きや実際の運用の影響などに注意を払う必要がある。また、中国においては、全般的に地域により政府当局の実務的対応が異なる可能性が少なからずあるため、実際に進出される地域の取扱いを直接確認する必要がある点にも留意が必要である。

トライコー・チャイナについて

トライコー・チャイナは2002年の設立以来、首都北京を中心に、世界の有数の経済都市である上海、中国西部の大都市でソフトウェア開発、BPO分野で外国企業の進出が多い成都、人口7,000万人を擁し、中国の経済発展と対外開放を狙う「グレートベイエリア（粤港澳大湾区）構想」に含まれる広州および深センなど計5拠点で現地法人設立やビジネスライセンスの取得などのコーポレート・サービス*や会計・税務業務支援、給与計算などのビジネス・サービス*を提供しています。また2005年にはEYの北京と上海オフィスのビジネス・サービス部門を統合することで、さらなるサービス品質の向上を実現しています。

トライコー・チャイナができること

- 現地法人設立登記およびカンパニー・セクレタリ*業務
※会社法で定められた各種書類の準備・提出・保管など
- ビジネス・アドバイザリー・サービス*
- 法務支援・契約管理
- 法人銀行口座の開設・支払管理
- 会計記帳および財務・会計報告
- 税務サービス
- 現地法人運営に伴い必要なバックオフィス業務のリスク管理、現地法令遵守のために求められるコンプライアンスに関するサービス
- 給与計算・社会保険サービス
- 人事業務支援
- 就労ビザ申請
- 法人解散、清算

※中国は各省や市によって法規制が異なるため、サービス内容もそれに準じます。詳しくはトライコー・ジャパン担当者までお問合せください。（お問合せ先はP43に記載）

📍 トライコー・グループの各拠点所在地

📍 トライコー・チャイナ（中国本社） 北京（Beijing）

Suite 1803, 18/F Tower 1, Prosper Center No.5, Guanghua Road, Chaoyang District, Beijing 100020, Mainland China

☎ (86) 10 8587 6818 📠 (86) 10 8587 6811 ✉ info@cn.tricorglobal.com

📍 成都（Chengdu）

Unit 20 Level 25, Pingan Finance Centre, No. 99 Dongda Street, Jinjiang District, Chengdu, Sichuan Province 610021, China

☎ (86) 28 6508 8562 ✉ info@cn.tricorglobal.com

📍 広州（Guangzhou）

Room 2301 A06-A07, 23/F Tower A, Center Plaza, 161 Linhexi Road, Tianhe District, Guangzhou 510620, China

☎ (86) 20 2885 8218 ✉ info@cn.tricorglobal.com

📍 上海（Shanghai）

Room 1901-1926, 19/F, Shanghai Central Plaza, 381 Huai Hai Zhong Road, Shanghai 200020, China

☎ (86) 21 6391 6893 📠 (86) 21 6391 6896

✉ info@cn.tricorglobal.com

📍 深圳（Shenzhen）

Room 3803-06, Shun Hing Square, Di Wang Commercial Centre, 5002 Shennan Road East, Shenzhen 518008, China

☎ (86) 755 8246 0282 📠 (86) 755 8246 0332

✉ info@cn.tricorglobal.com

🕒 **ビジネスアワー** 月曜から金曜まで 9:00 ~ 18:00（日本との時差 -1 時間）※土曜、日曜、中国の祝日は除く



フィリピン Philippines

フィリピン進出のメリット

- 生産年齢層が多く、安定した労働供給力
- 2045 年をピークとした、人口増加期
 - 世界で勢いのある都市ランキング 8 位：マニラ（出所：米 JLL, 2020）
- 英語が公用語で識字率は 94%

フィリピンの投資環境

- ネガティブリスト*に掲載の一部業種を除いて外資100%の出資が可能

リスト A（憲法または特別法による制限）	
外資保有が全面禁止	レコーディングおよびインターネット事業を除くマスメディア、専門職（放射線・X 線技師、犯罪学、弁護士）、資本金額 250 万米ドル未満の小売、民間警備、小規模鉱業
外資保有の上限 25%	雇用斡旋、防衛関連施設の建設
外資保有の上限 30%	広告
外資保有の上限 40%	国内で資金供与される公共事業の建築・修理、天然資源の調査・開発・利用、土地の所有、公営事業の管理・運営、教育機関の保有・設立・運営、民間ラジオ通信ネットワーク
リスト B（安全保障、防衛、公衆衛生、倫理および中小事業主の保護という国益による制限）	
外資保有の上限 40%	フィリピン国際警察の許可を要する製品・原料の製造・修理・保管・流通、国家防衛省の許可を要する製品の製造・修理・保管・流通、危険薬物の製造・流通、資本金額 20 万米ドル未満の国内市場向け事業、先端技術を有するか、または 50 名以上を直接雇用し資本金額 10 万米ドル未満である国内市場向け事業

フィリピンでの現地法人設立、法人運営

- 現地法人の形態：株式会社（公開／非公開）、非株式会社（慈善、宗教、教育等の公益性の強い目的のために設立される）

※2020 年現在、日本企業の現地法人設立形態は株式会社が一般的

- 設立に要する期間：約 2 ～ 3 ヶ月

- 設立の要件（株式会社の場合）

- 会社法上、最低資本金額は定められていない。ただし、個別の法令において最低資本金額が定められている場合がある（例えば、100%子会社が国内市場向け事業を行う場合、外資規制上、20 万米ドルの最低資本が必要）。
- 非公開会社の場合、株主数の上限は 20 名
- 発起人は、15 名以内とし、法人でも可。各発起人は最低 1 株の保有が必要。居住者要件はない。
- 取締役は 15 名以下。各取締役は最低 1 株の保有が必要。任期は 1 年。居住者要件はない。
- 財務役（Treasurer）は 1 名以上。社長（President）を兼ねることはできない。フィリピン居住者の必要あり。
- 秘書役（Secretary）は 1 名以上。社長（President）を兼ねることはできない。フィリピン居住者かつフィリピン国籍保有者の必要あり。

■ 法人運営

- 四半期売上等が 15 万ペソ超の会社は、外部の公認会計士による監査、および監査済年財務諸表の内国歳入庁（Bureau of Internal Revenue: BIR）への提出が義務付けられている。
- 一定の条件（総資産または総負債が 60 万ペソ以上の株式会社および非株式会社、割当資本 100 万ペソ以上の外国株式会社の支店または駐在員事務所など）において外部の公認会計士による監査、および監査済年次財務諸表の証券取引員会（Securities and Exchange Commission : SEC）への提出が義務づけられている
- 法人税率：30%



備考

2019 年 2 月、約 40 年ぶりに会社法が改正された。改正会社法では、引受資本金および払込資本金に関する最低額（ただし外資規制など別途規制あり）や取締役の最低人数・居住要件の撤廃等による会社設立・運営の柔軟化、また、一定の会社に対する独立取締役・コンプライアンス・オフィサー設置の義務付け等のガバナンス強化など、現在の実務およびグローバルスタンダードに会社法を合致させ、更なる投資の呼び込みを目指している。ただし、改正会社法に係る施行規則が未だ発行されておらず、フィリピン進出時には最新状況に十分注意する必要がある。

今般、グローバルスタンダードや現在の実務に合致した会社法を制定し、新事業の創出、ビジネス環境の改善、コーポレート・ガバナンスの強化、株主の保護、詐欺的行為等の防止等を目的として改正された。



ベトナム Vietnam

ベトナム進出のメリット

- 急速な発展とともに外国企業から熱く注目される国
 - ビジネスのしやすさランキング 70 位（出所：世界銀行「Doing business 2020」）
 - 世界で勢いのある都市ランキング 3 位 / 7 位：ホーチミン / ハノイ（出所：米 JLL, 2020）
 - 若くて豊富な労働資源（平均年齢 30 歳）、高い識字率
 - 政治の安定、治安の良さ、親日国
 - 2011 年から経済成長が続いており、アジアの中で最も急速に発展している国のひとつ
- 低い法人税率（以下：2020 年現在）

標準税率	20%
投資優遇分野、「プロジェクト」により優遇	10%, 15%, 17%

ベトナムの投資環境

- 2021年1月1日施行の投資法およびWTO協約に基づき、投資禁止業種、条件付投資業種が存在している。これらの詳細については、JETROのホームページに詳しく記載されている。
※ JETRO HP (https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_02.html)
- 麻薬、特定の化学物質や鉱物に関する取引、絶滅危惧種などの動物などの取引、売春、人身売買などは、投資禁止業種として、内資、外資を問わず一切の投資が認められていない。
- 銀行業を含む金融関連業務、不動産業務、海外への人材送り出し事業、報道・出版分野の事業、各種サービス業などは、条件付投資業種として、ライセンスの取得、法定資本金や出資上限比率の設定など、投資実施時に順守が必要な条件が設定されている。
- 投資を検討する際、まずは実施したいビジネスについての上記に関する制約の有無を検討することとなる。
- 不動産業に関する外資規制
 - 外国組織が不動産事業を実施する場合、不動産コンサルティングサービスを除き、法定資本金 200 億ベトナムドン（約 9,000 万円）が必要となる。
 - 外国人個人による不動産事業の実施は認められておらず、外国組織のみ一定の範囲で不動産事業を実施できる。
 - 日本で一般的に行われている、賃貸・転売目的での建設済みの建物の取得は、実施できない。

ベトナムでの現地法人設立、法人運営

- 現地法人の形態：現地法人・支店・駐在員事務所の設立、会社の買収（株式譲渡・資本譲渡）、および合併契約に基づく合併会社の設立など

※2020 年現在、実務上、多く見られるのは、一名有限責任会社形態での会社設立や会社の買収

	有限責任会社		株式会社
	一名有限責任会社	二名以上有限責任会社	
出資者数	1 名	2 名～ 50 名以下	3 名以上
管理組織	①会長、社長 ②社員総会、社長 ※組織が出資者であり、 所有者代理人を複数選任する場合	・社員総会 ・社員総会議長 ・社長	・株主総会 ・取締役会 ・社長
重要事項の 意思決定機関	会長または社員総会	社員総会	株主総会
定足数	(社員総会を設置している場合) 3分の2以上の出席	出資総額 65% 以上	出席株主の議決権付株式 50%超
普通決議	出席した構成員数または 議決権票数の 50%以上	出資総額 65% 以上	出席株主の議決権付株式 50%超
特別決議	出席した構成員数または 議決権票数の 75%以上	出資総額 75% 以上	出席株主の議決権付株式 65% 以上

■ 設立に要する期間：約 3 ～ 6 ヶ月（取得するライセンスによっては 1 年以上かかることも）

■ 設立の要件（有限会社の場合）

- 最低資本金：原則自由であるが、金融業や不動産業については規定あり。
※資本金が低すぎる場合、当局から事業の実行可能性を疑われ、登記申請が却下されるおそれあり
- 会社登記の手続はカンパニー・セクレタリ * に依頼（推奨）。
- 登記のための会社住所（Registered Address）が必要。
- 企業登録手続が電子化され、今後手続がより簡易になる可能性あり。

■ 法人運営

- 法人税率：20 %
- 労働者優位の労働法制となっているため、労働法への対応に注意が必要
- 全ての外国法人に毎年会計監査が義務づけられている。
- チーフ・アカウンタント *（会計主任）の任命が義務付けられている（委託可能）。



備考

2021 年 1 月 1 日より、新労働法、新企業法および新投資法が国内企業と同様に適用されるため、今後公布される細則等に当たって、従来の実務と異なる点についての対応が必要となる。
新法施工後は、特に政府政策が出されるまで現場で対応が遅延する可能性があり、また、対応が自治体や担当者によって対応が異なることがあるため、ベトナム進出時には最新の法改正・修正状況・実務運用について現地専門家に十分確認しつつ、臨機応変な対応が求められる。

トライコー・ベトナムについて

トライコー・ベトナムはベトナムで 10 年以上、海外企業のベトナムへの進出支援をしており、ホーチミンを中心に、ハノイ、ダナンの計 3 拠点で現地法人設立やビジネスライセンスの取得などのコーポレート・サービス * や会計・税務業務支援、給与計算などのビジネス・サービス * を提供しています。

トライコー・ベトナムができること

- 現地法人、プロジェクトオフィスの設立およびコンプライアンス関連サポート
- カンパニー・セクレタリに関わる業務
- 法人銀行口座の開設・支払管理
- ビジネス・アドバイザリー・サービス *
- 会計業務
- 法人税（CIT）、消費税（VAT）、個人所得税（PIT）に関する税務、税務コンプライアンスに関するサービス
- 財務および財務デューデリジェンス
- 給与計算・社会保険サービス
- 人事コンサルティング
- 就労ビザの申請
- 法人解散、清算

📍 トライコー・グループの各拠点所在地

📍 トライコー・ベトナム（ベトナム本社）

ホーチミン（Ho Chi Minh City）

No. 16, Yen The Street, Ward 2, Tan Binh District, Ho Chi Minh City

☎ (84) 28 3636 1818 ✉ contact@vn.tricorglobal.com

📍 ホーチミン（Ho Chi Minh City）

Level 1, IMM Group Building 99 Nguyen Dinh Chieu Street
Ward 6, District 3 Ho Chi Minh City, Vietnam

☎ (84) 28 62 898 887 ✉ contact@vn.tricorglobal.com

📍 ダナン（Da Nang City）

3rd Floor, Indochina Riverside Office Tower
74 Bach Dang Street Hai Chau District Da Nang,
Vietnam

✉ contact@vn.tricorglobal.com

📍 ハノイ（Hanoi City）

Level 10 East Tower Lotte Center, 54 Lieu Giai
Ba Dinh District Hanoi, Vietnam

☎ (84) 24 3217 1750 ✉ contact@vn.tricorglobal.com

🕒 **ビジネスアワー** 月曜から金曜まで 9:00 ～ 18:00（日本との時差 -2 時間）※土曜、日曜、ベトナムの祝日は除く



香港 Hong Kong SAR (Head Office)

香港進出のメリット

- 低税率・シンプルな法制度により外国企業進出が容易な国
 - ビジネスのしやすさランキング 3 位（出所：世界銀行「Doing business 2020」）
 - 経済の自由度指数 2 位（出所：米ヘリテージ財団, 2020）
 - 世界競争力ランキング 5 位（出所：IMD World Competitiveness 2020）
 - 世界デジタル競争力 5 位（出所：IMD Digital competitiveness 2020）
 - 東アジアの統括拠点、中国本土へのゲートウェイとして機能するために国際物流インフラが発達しており、東南アジア諸国への交通アクセスも良い
- アジアで最も低い法人税率：8.5%（2019 年時点）（利益 200 万香港ドルまで）
16.5%（200 万香港ドル超）
 - 法人、個人ともに税制がシンプル

香港の投資環境

- 原則、外資に対する参入規制や法人設立に伴う規制がなく、経済自由度が高い。
- 海外送金や外貨両替が自由で外資管理規制がなく、金融自由度が高い。

香港での現地法人設立、法人運営

- 現地法人の形態：株式有限責任会社（公的 / 私的）、保証有限責任会社、無限責任会社
※2020 年現在、日本企業の現地法人設立形態は私的株式有限会社が一般的
- 設立に要する期間：数日～約 1 か月
- 設立の要件
 - 最低資本金：1 香港ドル（以下 HKD と記載）
 - 株主は 1 名、取締役は公的会社の場合は 2 名の居住取締役、私的会社の場合は 1 名の取締役が必要であるが、非居住者でも就任可能。
 - 香港会社登記所で会社設立登記と商業登記（税務署への納税者登録）の両方が同時に申請可能。
 - 会社登記の手続きはカンパニー・セクレタリ * への依頼が必須（義務）。
- 法人運営
 - 法人税率：16.5%
※2020 年現在、日本企業の現地法人設立形態は私的株式有限会社が一般的
 - 休眠会社を除く全ての法人に対し、公認会計士による毎年の会計監査が義務づけられている。



備考

2017 年に香港・マカオ・広東省を統合することで世界有数の経済圏の建設を目指す「グレートベイエリア（粵港澳大湾区）構想」が始動、2022 年までに世界トップクラスの経済都市になるための枠組みを構築し、2035 年の完成時にはイノベーション・国際競争力・貿易・住みやすさにおいて最上級のグローバル基準に達することを目指しており、今後多種多様なビジネス機会の創出が期待できることから、世界中の企業が注目している。

他方、中国の国家安全維持法が施行され、逮捕者が出るなど中国本土からの規制が厳しくなっているなど、以前の自由なビジネス環境という観点からは懸念が発生しており、香港の統括会社をシンガポールなどに移動する企業が増加する可能性が高いと考えられている。

トライコー・香港について

トライコー・グループの本社であるトライコー・香港は2000年、Deloitte、PwC、EYのビジネス・サービス*部門が分離独立して設立されました。トライコー・香港は1,200社を超える香港上場企業、150社を超える日系企業をはじめ、国籍や企業規模、業種業態を問わずコーポレート・サービス*やビジネス・サービス、企業運営にかかわるコンプライアンス関連サービスなどを提供しています。

トライコー・香港ができること

- 現地法人設立登記およびカンパニー・セクレタリ業務
※会社法で定められた各種書類の準備・提出・保管など
- ビジネス・アドバイザリー・サービス*
- 法務支援・契約管理
- 法人銀行口座の開設・支払管理
- 会計記帳および財務・会計報告
- 税務サービス
- 株式事務
- 現地法人運営に伴い必要なバックオフィス業務のリスク管理、現地法令遵守のために求められるコンプライアンスに関するサービス
- 給与計算・社会保険サービス
- 人事業務支援
- 就労ビザ申請
- 法人解散、清算

📍 トライコー・グループの各拠点所在地

📍 トライコー・香港（トライコー・グループ本社）

香港（Tricor Services Limited, Hong Kong）

Level 15, International Trades Tower, 348 Kwun Tong Road, Kowloon, Hong Kong SAR

☎ (852) 2980 1888 📠 (852) 2861 0285 ✉ info@hk.tricorglobal.com

香港（Tricor Investor Services Public Office）

Level 54, Hopewell Centre 183 Queen's Road East Hong Kong SAR

☎ (852) 2980 1333 📠 (852) 2810 8185 ✉ is-enquiries@hk.tricorglobal.com

🕒 **ビジネスアワー** 月曜から金曜まで 9:00 ~ 18:00（日本との時差 -1 時間）※土曜、日曜、香港の祝日は除く



マレーシア Malaysia

マレーシア進出のメリット

● 整ったビジネス環境

- ビジネスのしやすさランキング 12 位（出所：世界銀行「Doing business 2020」）
- 投資したい国ランキング 1 位（出所：米 BAV コンサルティングおよびペンシルバニア大学ウォートン校, 2017）
- オフショア先ランキング 3 位（出所：A.T. カーニー グローバル・サービス・ロケーション指数, 2016）
- 飲食・小売業など一部のサービス業を除き 100%外資が認められている
- 政治の安定、治安の良さ、親日国

● 低い法人税率（2018 年の場合）

中小企業：課税所得 50 万リンギットまで	18%
中小企業：課税所得 50 万リンギットまで	24%
大企業	24%

● 高品質な労働力

- 母国語はマレー語であるが、英語でのコミュニケーション能力が高い

マレーシアの投資環境

- 「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン（Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia）」で、流通業・小売・卸業について、外資参入の禁止業種が以下のとおり定められている。

- スーパーマーケット、ミニマーケット（販売床面積 3,000 m²未満）
- 食料品店、一般販売店
- 新聞販売店、雑貨店
- 薬局（伝統的なハーブ等を扱う薬局）
- ガソリンスタンド
- 常設の生鮮市場
- 国家の戦略的利益に関連する事業
- 布屋、レストラン（非高級店）、ビストロ、宝石店

※コンビニエンスストアは 2020 年 2 月のガイドライン改正により外資参入禁止が緩和され、①外資の保有は 30%まで可能、②資本の 30%以上はプミブトラまたはマレー系が保有しなければならない、という資本規制となった。

- 他方、製造業・サービス業では、ほとんどの業種で外資 100% の出資が可能。

マレーシアでの現地法人設立、法人運営

- 現地法人の形態：株式有限責任会社、保証有限責任会社、無限責任会社

※株式有限責任会社には、非公開会社（Private Company）と公開会社（Public Company）があり、非公開会社は、株主が 50 人以下であることを指し、非公開会社の株式の譲渡には制限が課される。

※2020 年現在、日本企業の現地法人設立形態は株式有限会社が一般的

- 設立に要する期間：約 2～3 週間～約 1 か月

- 設立の要件

- 最低資本金：1 リンギット（以下 MYR と記載）

※但し就労ビザを取得する場合には、外資出資比率等によって資本金額が異なる

資本比率	払込資本金額
外国人資本 100%	500,000MYR 以上
マレーシア資本との合併会社	350,000MYR 以上
マレーシア資本 100%	250,000MYR 以上

※また、小売業・卸売業・サービス業に関しては、上記ガイドライン（Guidelines on Foreign Participation In The Distributive Trade Services Malaysia）が適用され、WRT ライセンス（Wholesale, Retail, Trade Approval）の取得が要求されている。これはガイドラインであり違反に対し罰則はないが、就労ビザの取得申請時において WRT ライセンスの添付が求められるため、これを遵守しなければ就労ビザが取得できないという運用になっている。その結果、これら業種で外国人の就労ビザの取得が必要な会社は WRT ライセンス取得時に要求されている払込資本金額 100 万 MYR 以上という要件を満たす必要がある。

- 株主は1名、非公開会社（会社名の最後に Sdn. Bhd.）の場合1名の居住取締役、公開会社の場合は2名の居住取締役が必要。
- 会社登記の手続きはカンパニー・セクレタリ*に依頼（推奨）。
- 会社住所には「Registered Address」と「Business Address」の2種類あり、登記住所（Registered Address）は会社定款や財務諸表などの重要書類を保管できるロッカーの設置が必要。
- マレーシアでは、会社秘書役という役職の者を必ず1名置かなければならない。会社秘書役は、会社の登記手続、年次報告書の届出や会社に関する資料を保管することを業務としており、マレーシアの国家資格を有する者でなければならない。

■ 設立手続の概要

一般的な現地法人設立手続は、概ね次の通り。

1. ネームサーチの実施：会社名の利用可否の確認
2. 誓約書等の書類の準備：申請に必要な書類の準備
3. 会社設立申請（オンライン申請）：申請書類・必要書類をマレーシア会社企業委員会へ提出
4. 登記通知書の受領：申請に問題がなければ申請日から1～3営業日で発行される

※設立後1カ月以内に取締役の変更・追加、会社秘書役の任命等を目的とした取締役会を開催する必要がある

※登記完了後、会社名義の銀行口座開設の手続きを行う

※定款・社印の作成は任意

■ 法人運営

- 法人税率：払込資本金 250 万 MYR 超 24%
払込資本金 250 万 MYR 以下且つ年間売上 5,000 万 MYR 以下
課税所得 60 万 MYR まで 17%
課税所得 60 万 MYR を超える分 24%
- 全ての法人に毎年会計監査が義務づけられている。

✎ 備考

2017年に施行された改正会社法に伴い、役員報酬の承認に関する規定や役員の管理責任について明記されるなどのコーポレート・ガバナンス及び企業責任の強化がされている一方、会社設立に関する手続きは緩和されている。

2020年6月1日より、会社関係者（従業員や取締役など）が会社のために贈賄行為を行った場合、当該行為者だけでなく、会社及びその取締役、役員その他の経営者及び問題となる汚職の管理に関係する者も、当該贈賄行為を知っていたか否かを問わず20年以下の禁固刑若しくは罰金（贈賄の対象となった利益の10倍以上又は100万MYRのいずれか高い方を上限とする）または、その併科の責任を負うこととなった。免責事由として、これらの者が贈賄行為を防止するための適切な措置を取っていたことの証明等が求められているため、汚職問題に対する予防的措置が一層強く求められることとなっている。

トライコー・マレーシアについて

トライコー・マレーシアは首都クアラルンプールを中心に、日本企業の進出の多いジョホールバル、ペナン、マラッカ、コタキナバル、租税回避地のラブアンなど計9拠点で大企業や中小企業、上場企業や非上場企業に関わらず現地法人設立やビジネスライセンスの取得などのコーポレート・サービス*や会計・税務業務支援、給与計算などのビジネス・サービス*を200超の日系企業様に提供しています。トライコー・マレーシアでは、約70名のカンパニー・セクレタリを擁しています。

トライコー・マレーシアができること

- 現地法人設立登記およびカンパニー・セクレタリ業務
 - ※会社法で定められた各種書類の準備・提出・保管など
 - ※外国人取締役を任命する場合、トライコー・マレーシアでは2名を推奨
 - ※「カンパニーキット（議事録簿、登記関連書類、会社法で定められた各種証明書、財務諸表、コモン・シール*、会社印など）」の保管および維持管理
- 法人設立認可証および事業・商業登記証の入手
- ビジネス・アドバイザリー・サービス*
- 法務支援・契約管理
- 法人銀行口座の開設・支払管理
- 会計記帳および財務・会計報告
- 税務対策、売上・サービス税（SST）に関するサービス
- 現地法人運営に伴い必要なバックオフィス業務のリスク管理、現地法令遵守のために求められるコンプライアンスに関するサービス
- 給与計算・社会保険サービス
- 就労ビザの申請
- 法人解散、清算

Tricor Hive

- 24時間365日利用可能
- Wi-fi完備、ITサポート
- サービスオフィス
- バーチャルオフィス
- ビジネスラウンジ
- 会議室および関連設備の提供
 - 会議室のレンタル
 - 各種オーディオ機器の提供

📍 トライコー・グループの各拠点所在地

📍 トライコー・マレーシア（マレーシア本社）クアラルンプール（Kuala Lumpur） Unit 30-01, Level 30, Tower A, Vertical Business Suite Avenue 3, Bangsar South, No.8, Jalan Kerinchi, 59200 Kuala Lumpur, Malaysia Corporate Services ☎ (60) 3 2783 9191 📠 (60) 3 2783 9111 ✉ info@my.tricorglobal.com		
📍 イポー（Ipoh） No. 41, Jalan Medan Ipoh 6, Bandar Baru, Medan 31400, Ipoh, Perak, Malaysia ☎ (60) 5 548 0888 📠 +6055459222 ✉ info@my.tricorglobal.com	📍 クチン（Kuching） Lot 312, Section 60 167E, Jalan Sekama, 93300 Kuching, Sarawak, Malaysia ☎ (60) 82 480 022 📠 (60) 82 480 055 ✉ info@my.tricorglobal.com	📍 スレンバン（Seremban） Chamber E, Lian Seng Courts 275, Jalan Haruan 1, Oakland Industrial Park, 70200 Seremban, Negeri Sembilan, Malaysia ☎ (60) 6 762 3339 📠 (60) 6 762 9693 ✉ info@my.tricorglobal.com
📍 ジョホールバル（Johor Bahru） Suite 13-01, 13th Floor City Plaza, Jalan Tebrau, 80300 Johor Bahru, Johor, Malaysia ☎ (60) 7 332 2088 📠 (60) 7 332 8096 ✉ info@my.tricorglobal.com	📍 ムラカ（Melaka） 49-B, Jalan Melaka Raya 8, Taman Melaka Raya, 75000 Melaka, Malaysia ☎ (60) 6 281 5300 📠 (60) 6 281 5332 ✉ info@my.tricorglobal.com	📍 Tricor Hive Unit 29-01, Level 29, Tower A, Vertical Business Suite, Avenue 3, Bangsar South City, Kuala Lumpur, Malaysia ☎ (60) 3 2783 9699 ✉ info.hive@my.tricorglobal.com
📍 コタキナバル（Kota Kinabalu） Lot 3, 3rd Floor Block A Damai Plaza, Phase 4, 88300 Kota Kinabalu, Sabah, Malaysia ☎ (60) 88 231 790 ☎ (60) 88 254 252 📠 (60) 88 266 842 ✉ info@my.tricorglobal.com	📍 ペナン（Penang） Suite A, Level 9 Wawasan Open University 54, Jalan Sultan Ahmad Shah, 10050 Georgetown, Penang, Malaysia ☎ (60) 4 229 6318 ☎ (60) 4 228 8155 📠 (60) 4 226 8318 📠 (60) 4 228 2118 ✉ info@my.tricorglobal.com	
🕒 ビジネスアワー 月曜から金曜まで 8:30 ~ 17:30（日本との時差 -1 時間）※土曜、日曜、マレーシアの祝日は除く		



ミャンマー Myanmar

ミャンマー進出のメリット

- アジアで一番といえるくらいの労働力の安さ、高い識字率
- 中国とインドの中間に位置する、地理的優位性
- 高い経済成長率

ミャンマーの投資環境

- ミャンマーにおいては、ミャンマー投資法に基づき MIC（ミャンマー投資委員会）が認可を得て事業進出する場合や経済特区法に基づいて進出する場合、法人税・関税の優遇など、様々な恩恵を受けることが可能である。
- 外国人事業法上の外資規制
 - ミャンマーにおいては、2016 年の投資法の成立、施行により今まで不明確だった外資規制の明確化がなされている。
 - 製造業は大方外資 100%での進出が可能であるが、食品、酒類については一部例外があり留意が必要である。
 - サービス業も基本的には外資 100%での進出が認められている。
 - 小売業、卸売業は規制対象とされ、商務省での承認取得が必要。ただし、段階的に例外が認められている。
 - 物流業は、国債貨物輸送や航空フライトフォワードリング等、一部運輸通信省の承認が必要となっているが、基本的には外資 100%での進出が可能である。
 - 建設業については、現状規制はなく、外資 100%での進出が可能である。

ミャンマーでの現地法人設立、法人運営

- 2018 年 8 月より新会社法が施行し、グローバルスタンダードに沿った会社法となっている。
- 進出形態としては、一般的に①有限責任株式会社、②支店が利用されている。
- 設立に要する期間：約 1 週間～2 週間程度
- 設立の要件
 - 一定の業種を除いて、法的には最低資本金は定められていない。株主は最低 1 名必要
 - 取締役は 1 名以上であれば数に指定はなく、最低一名の居住取締役が必要となっている点に留意が必要である。
 - 付属定款は任意で登記することが可能（株式譲渡制限や株主総会における議決権行使方法を定めておくことが一般的）。
- 法人運営
 - 全ての法人に毎年の会計監査が義務づけられている。
 - 取締役会については委任状による代理人の出席および書面決議はどちらも可能。
 - 株主総会については委任状による代理人の出席および書面決議はどちらも可能。
 - 法人税率：25%



備考

旧会社法は英国統治下だった 100 年以上前に制定されていたが、2017 年 12 月に新会社が成立し、2018 年 8 月から施行している。新会社法は、企業活動の活性化に主眼を置いており、比較的、投資や企業運営の自由度が高まったといえる。2018 年新会社法の主な改正内容は以下の通り。

1. 外資比率が 35%以下の企業は、ミャンマー企業（内資企業）として取り扱われる
2. 会社の株式数は最低 1 株から発行が認められるようになった
3. 株式の額面および授權資本は廃止となり、登録資本金制度に変更
4. 取締役は 1 人以上で、最低 1 人はミャンマー居住者（年間 183 日以上滞在）であることが求められる
5. 定款を作成することが求められる（定形フォーマット有り）
6. 会社登録は、投資企業管理局のオンライン登録システムで行い、My Co というオンラインサイト上で企業の登録状態を確認することが可能となった



ラオス進出のメリット

- 労働力・物価が安く、親日
- 地理的要因から、タイからの進出や拠点移管が多い

ラオスの投資環境

- ラオス国籍者のための保全事業リストに掲載される 14 分野 37 種の事業（靴・皮の修理、洗濯・ドライクリーニング、散髪・美容、葬儀、ゲストハウス等）については、外資の参入不可
- 外国人投資家に対する条件付きビジネスリストに掲載される 11 業種（卸・小売業、建設業、運送業等）については、外資の出資比率や登録資本金に制限あり
- ネガティブリストに掲載される 14 分野 44 種の事業（銀行、保険、農林、畜産、廃棄物処理等）については、計画投資省（局）や担当省庁からの審査・承認が必要
- 上記各リストに掲載されていない事業は、原則、外資規制は存在しないと解される
- 土地法上の外資規制
 - ラオスの土地は、国家が所有権を有し、政府が代理となり統一的に管理する（憲法第 17 条、土地法第 3 条）としており、ラオス国籍者、外国人、内国法人、外国法人、団体は土地を所有することができない
 - 外国人（法人）は、土地使用权をリース契約、コンセッション契約に基づいて賃借することができるに止まる。但し、政府が分配した土地については、期限付きで土地使用权を購入することが可能

ラオスでの現地法人設立、法人運営

- 現地法人の形態：有限責任会社、単独株主有限会社、パートナーシップ、公開会社、駐在員事務所、支店、個人事業
※2020 年 12 月現在、日本企業の現地法人設立形態は有限責任会社（Limited Company）が一般的
- 設立に要する期間：約 2 週間から 1 ヶ月（会社登録のみ）
- 設立の要件
 - 株主は最低 1 名でも可能であり、居住、非居住問わない。
 - 取締役は一人以上であれば人数に指定はなく、居住、非居住、国籍も問わない。
 - 設立に必要な書類は原則、①企業登録申請書、②事業内容表明書、③会社設立契約書（但し、一人株主会社の場合は不要）
 - 法人が企業登録をする場合、親会社発行の委任状が必要
 - 会社登録後、社印の取得および登録、社会保障への加入手続きが必要
- 法人運営
 - 総資産 500 億キープ（約 500 万米ドル）以上の有限責任会社は、監査役の任命が義務付けられている。
 - 取締役会（2 人以上の取締役がいる場合設置）については、原則自身の出席とする。他の取締役が全員一致で賛成した場合は、委任状による代理人の出席は可能だが、代理人の決議は不可
 - 株主総会については委任状による代理人の出席は可能、定款などで規定しておけば書面決議も可能
 - 法人税率：20%

備考

2019 年 1 月 14 日付「企業登録に関する合意（No.0023/MOIC.ERA）」により、これまで投資家は、当局の恣意的な運用により、必要以上に多くの書類の提出を求められる場合が多く、会社設立の負担となっていた。同合意の施行により、企業登録においては、関連当局は、会社名、登録資本金、株主情報、事務所住所、電話番号（一時的な連絡先でも可）、事業活動内容のみを審査することが明記されたため、従来審査項目が削減され、煩雑な手続が解消された。

他方、商工業省は、企業設立後に会社に義務付けられている会社の活動報告や事業許可取得に関する規定に関して、これまでは運用上、緩やかに適用、執行していた状況だったが、それらを見直し、2019 年 9 月 5 日付において、「企業登録後の会社に課せられる義務違反に関する措置に関するガイドライン」を発行。これらの措置の対象となる多くの企業が商工業省の管理するウェブサイト上で、毎月公開されている。

用語集（五十音順）

■ 監事（かんじ）

日本の監査役に類似

■ カンパニー・セクレタリ（会社秘書役）

- 会社法で定められた各種書類の準備・提出・保管
- 株主・取締役・登記住所・資本金などの変更手続きに関する書類作成・提出・保管
- 年次報告書の提出
- 取締役会や株主総会などの各種議事録の作成・提出・保管が多い。
- 定款の変更手続き Company Seal や株券等の管理など、法人を設立・運営していくにあたって求められるコンプライアンスに関する業務を遂行する国家資格を持つ者を指す。香港、シンガポール、マレーシアなど、その国の会社法が英国会社法の流れを受け継ぐ国々では、カンパニー・セクレタリの設置が求められることが多い。

■ コーポレート・サービス

法人登記、法人口座開設、ビジネスライセンス取得など、法人設立に関連するバックオフィス支援サービスの総称

■ コモン・シール

香港やシンガポールなどの会社法で決められている鋼印で、金属で社名を押し付けて印象を浮かび上がらせる。これまでは公文書や契約書などに使用するためにコモン・シール*の保有義務があったが、昨今では保有義務は撤廃されているとはいえ、重要文書の種類（不動産賃貸契約書など）によっては貼付を求められる場合がある。

■ コミサリス、コミサリス会

インドネシア固有の役割で、日本での監査役に近いが、経営陣を監督・監視し、取締役会に対して助言を行う役割を持つ。法人をコミサリスの任命にあたり、居住要件は定められていない。

また、コミサリスはコミサリス会の構成員であり、コミサリスが複数存在する場合には、各コミサリスはコミサリス会の決議に従った行動が求められる。

■ 総経理（そうけいり）

日本の執行役員に類似

■ チーフ・アカウンタント

企業の会計に関する責任を負い、企業の会計部門のマネジメントを行う者。具体的には支払に対する承認行為、決算書類の作成・管理監修など。会計帳簿、決算書、小切手、銀行口座の開設などの必要書類にはチーフ・アカウンタントの署名が必要となる。

■ 董事会（とうじかい）

日本の取締役会に類似

■ ネガティブリスト

その国において、外国資本の参入が規制されている業種のリスト

■ ビジネス・サービス

会計・税務、給与計算、支払管理など、法人運営に関連するバックオフィス支援サービスの総称

■ ビジネス・アドバイザー・サービス

現地法人設立や現地法人運営に関する専門的な助言を行うサービスの総称（トライコー・グループの場合）

トライコー・グループ主な受賞歴

■ China International Business Awards 2020

中国での成長戦略が評価され、香港ビジネス誌が主催する「中国国際ビジネス賞」のビジネス・サービス部門を受賞。



■ 2019 IDC Digital Transformation Awards (DXa) – Digital Transformer

International Data Corporation (IDC) が主催する「2019 IDC Digital Transformation Awards (DXa)」を受賞。



■ Best HR Outsourcing Service Provider Award – Bronze

アジアの人事担当者やアウトソーサーなどを対象として、アジア全域に情報を発信するメディアである、ヒューマン・リソース・オンラインが主催する「ベスト人事アウトソーシングサービスプロバイダ」において、銅賞を受賞。



■ Best Payroll Outsourcing Partner Award – Silver

アジアの人事担当者やアウトソーサーなどを対象として、アジア全域に情報を発信するメディアである、ヒューマン・リソース・オンラインが主催する「ベスト給与計算アウトソーシングサービスパートナー」において、銀賞を受賞。



ランキング

	ビジネスのしやすさ 世界銀行 2020	世界競争力 IMD World Competitiveness 2020	腐敗認識指数 Transparency International Corruption Perceptions Index 2019
1 位	ニュージーランド	シンガポール (シンガポール)	デンマーク (デンマーク)
2 位	シンガポール	デンマーク (香港)	ニュージーランド (ニュージーランド)
3 位	香港 (デンマーク)	スイス (アメリカ合衆国)	フィンランド (フィンランド)
日本	29 (39)	34 (30)	20 (18)
インド	63 (77)	43 (43)	80 (78)
インドネシア	73 (73)	40 (32)	85 (89)
韓国	5 (5)	23 (28)	39 (45)
カンボジア	144 (138)	110 (110)	162 (161)
シンガポール	2 (2)	1 (1)	4 (3)
タイ	21 (27)	29 (25)	101 (99)
台湾	15 (13)	11 (16)	28 (31)
中国	31 (46)	20 (14)	80 (87)
フィリピン	95 (95)	45 (46)	113 (99)
ベトナム	70 (69)	77 (68)	96 (117)
香港	3 (4)	5 (2)	-
マレーシア	12 (15)	27 (22)	51 (61)
ミャンマー	165 (179)	131 (131)	130 (132)
ラオス	154 (153)	112 (113)	130 (132)

	経済の自由度 米 Heritage 財団 Index of Economic Freedom 2020	デジタル競争力 IMD World Competitiveness Center Digital competitiveness ranking 2020	世界で勢いのある都市 米 JLL City Momentum Index 2020
1 位	シンガポール (香港)	アメリカ合衆国 (アメリカ合衆国)	バンガロール (ハイデラバード)
2 位	香港 (シンガポール)	シンガポール (シンガポール)	ハイデラバード (バンガロール)
3 位	ニュージーランド (ニュージーランド)	デンマーク (スウェーデン)	ホーチミン (ハノイ)
日本	30 (30)	27 (23)	-
インド	120 (129)	48 (44)	1 ハイデラバード 2 バンガロール 5 チェンナイ 6 デリー 12 ブネー 20 ムンバイ
インドネシア	54 (56)	56 (56)	-
韓国	25 (29)	8 (10)	-
カンボジア	113 (-)	-	-
シンガポール	1 (2)	2 (2)	-
タイ	43 (43)	39 (40)	18 バンコク
台湾	11 (10)	11 (13)	-
中国	103 (100)	16 (22)	11 重慶 13 武漢 10 深セン 15 杭州 17 上海
フィリピン	70 (-)	57 (55)	8 マニラ
ベトナム	105 (128)	-	3 ホーチミン 7 ハノイ
香港	2 (1)	5 (8)	-
マレーシア	24 (22)	26 (26)	-
ミャンマー	141 (-)	-	-
ラオス	129 (-)	-	-

■ ランキングの説明

■ ビジネスのしやすさランキング

世界銀行が毎年発表している「Ease of Doing Business」のランキング。世界 190 ヶ国から事業設立の容易性資金調達環境や電力供給、税制など 10 項目の指標を分析、順位づけをしたもの。

■ 世界競争力ランキング

スイスのビジネススクール IMD による国ごとの競争力を示したランキングで、雇用統計や貿易統計など 235 の公式定量データと、公式統計では把握しづらい「マネジメント慣行」「腐敗」「適応性」「アジリティ」等の内容を IMD が実施する経営幹部意見調査「Executive Opinion Survey」の結果をもとに算出を用いて集計する。

■ 腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index, CPI）

世界の腐敗・汚職を減らすための調査・啓発を行う国際 NGO であるトランスペアランシー・インターナショナルが毎年公表しているランキング。国別にその国の公務員や政治家などの公的な人物や機関が、どの程度汚職行為を認識しているか、を点数化して評価する。

■ 経済の自由度ランキング

米シンクタンクであるヘリテージ財団とウォールストリートジャーナルによる、世界の経済の自由度を評価したもので、「財産権の保護」、「汚職の少なさ」、「政府支出の少なさ」、「財政の健全性」、「ビジネスの自由度」、「労働の自由度」、「通貨の自由度」、「貿易の自由度」、「投資の自由度」、「金融の自由度」をそれぞれ点数化し、ランキングとして公表する。

■ 世界デジタル競争力ランキング

スイスのビジネススクール IMD により、63 ヶ国を対象として、国ごとの競争力を示したランキングで、5 年間のデジタル競争力を測るために、1. 知識 2. 技術 3. 未来への対応力の 3 つのトレンド要因からランキングを決定する。

■ 世界で勢いのある都市ランキング

130 の主要な既存市場と新興市場を対象に、短期から中期的に経済と不動産市場に対し、優位な指標を持つ都市を特定したものである。

世界で最もダイナミックな都市と、これらの都市が都市成長の課題に取り組み、持続可能な都市の未来を創造しているか、などを読み取ることができる。

アジア各国の税率と監査（2020年10月現在）

	インド	インドネシア	韓国
法人税率	内国法人もしくは外国法人、さらに課税所得により実効税率が異なる 法人税率：実効税率（法人税＋課徴金＋教育目的税：製造に対して課せられる間接税）30.9～34.61% ※インド政府の発表により、2019年度（2019年4月～2020年3月）以降は22%まで引き下げられ、サーチャージ、目的税を含めた実効税率は25.17%となる見込み	2020年・2021年は22% 2022年以降20% ※上場企業で払込資本額の40%以上を公開している会社の税率はさらに3%引き下げ ※総売上高が500億ルピア以下の法人に対しては総売上高の48億ルピアまでに相当する課税所得に対する税率は法人税率の2分の1	2億ウォン以下 法人税率：課税標準の10% 地方所得税：課税標準の1% 2億ウォン超～200億ウォン以下 法人税率：課税標準の20% 地方所得税：課税標準の2% 200億ウォン超～3,000億ウォン以下 法人税率：課税標準の22% 地方所得税：課税標準の2.2% 3,000億ウォン超 法人税率：課税標準の25% 地方所得税：課税標準の2.5%
法人税の確定申告時期	・9月末 ※ただし、移転価格の対象となる取引がある法人については11月末	・会計期間終了後、4カ月以内	・各事業年度の終了日から3カ月以内に、当該事業年度の所得に対する法人税の課税標準と税額を、納税地管轄税務署長に申告および納付
会計年度	・4月1日から翌年3月31日	・会計年度は任意に設定することが可能	1月1日～12月31日
個人所得税 給与所得税	・最高税率を30%とした累進課税	・最高税率を30%とした累進課税	・最高税率を42%とした累進課税
個人所得者または 給与所得者の 税申告時期	・4月1日から翌年3月31日	・月次申告は翌月の20日まで、年次納税申告は暦年終了後、3カ月以内	・5月1日から5月31日

	シンガポール	タイ	台湾
法人税率	17%	20% ※中小法人（払込資本金が500万 バーツ以下、かつ、当該年度の収 益が3,000万バーツ以下の法人） に対しては軽減税率が適用	20% ※課税所得120千台湾ドルまでは 非課税、200千台湾ドル未満は課 税所得の2分の1に課税
法人税の 確定申告時期	- 各会計年度の終了日から3か月以 内に推定課税所得申告書（ECI フォーム）を、また毎年11月30日 まで（電子申告の場合は12月15日 まで）に賦課年度の確定課税所得申 告書（Form C）を内国歳入庁 （IRAS）に提出 - Form Cを税務当局が確認後、課税所 得に基づく賦課決定通知（Notice o f Assessment）が 発行 - 賦課決定通知により予定納税額との 差額が精算され、追加で納付をする必 要がある場合には、賦課決定通知か ら1ヶ月以内に納付が必要	- 中間申告及び確定申告の年2回 1）中間申告 年度の課税所得の見積額を基礎として算 定された法人税額の半分相当を基礎とし て算定された法人税額を、事業年度開始 後6か月を経過した日から2か月以内 に申告および納付 ※法人の新規設立もしくは解散等で、事 業年度が1年未満となる場合は中間 申告は不要 2）確定申告 年度末以降150日以内に、申告および 納付 - 中間申告における推定課税所得が、年度 末の確定申告における実際の課税所得額 を25%以上下回る場合、適切な理由が 認められない限り当該不足所得分にかか る税額の20%を追徴課税される	12月決算の法人 5月1日から5月31日間 に申告・納税 12月末以外の法人 事業年度終了後5か月目に 申告・納税 ※特殊会計年度の届出が必要
会計年度	法人の会計年度は各社選択が 可能	法人の会計年度は各社選択が 可能	1月1日～12月31日
個人所得税 給与所得税	最高税率を22%とした累進 課税	最高税率を35%とした累進 課税	最高税率を40%とした累進 課税
個人所得者または 給与所得者の 税申告時期	1月1日から12月31日 の1年間の所得を翌年4月 15日まで（電子申告の場合 は4月18日まで）に申告	1月1日～12月31日	- 雇用主などの源泉徴収義務者 が翌月の10日までに毎月源 泉徴収・納付 - 個人の確定申告は毎年5月

	中国	ベトナム	香港
法人税率	企業所得税として 25% ※小規模薄利企業は 20%、ハイテク企業は 15%	20%	16.5% ※最初の 200 万 HKD までは 8.25%
法人税の確定申告時期	- 月ごと、または四半期ごとの予定納税 - 年度終了から 5 か月以内に確定申告の上、納付税額および還付税額を確定	1. 現在の内容：年度末の確定申告書の提出期限は、課税年度終了後 90 日であり、納税期限も左記申告期限と同様 2. 修正案：年度末の確定申告書の提出期限は、課税年度終了後 90 日となり、課税年度終了月の翌月 30 日までに納税合計額の 80% 以上の予定納税が必要 残額は課税年度終了後 90 日までに納税が必要	設立初年度 設立日から 18 か月以内 2 年目以降 香港税務局（IRD）の申告書発行日から 1 か月以内
会計年度	1 月 1 日～ 12 月 31 日	- 原則は暦年 - 課税年度を会計年度など暦年以外の期間とする場合は、課税当局から事前承認を得る必要あり - 会計年度は、課税当局による事前承認の上で、各四半期末（3 月末、6 月末、9 月末）とすることが可能	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日
個人所得税 給与所得税	- 最高税率を 45%とした累進課税 - 中国国内に住所あり 国内・国外源泉所得ともに課税 - 中国国内に住所なし 居住者 6 年超の居住者： 国内・国外源泉所得ともに課税 183 日以上 6 年未満：国内源泉所得のみ課税 - 非居住者 90 日以上 183 日未満：国内源泉所得のみ課税 「短期滞在者」：非課税	ベトナム居住者 最高税率を 35%とした累進課税 ベトナム非居住者 所得の種類に応じて異なる	以下いずれかの低い方に適用 1) 「人的控除以外の控除可能額」および「認定慈善寄付金」を控除した「純課税所得額」の 15% 2) 「人的控除」および「その他の控除可能額」、「認定慈善寄付金」を控除した「純課税所得額」に対し、上記の累進税率を適用して算出した税額
個人所得者または 給与所得者の 税申告時期	前年度 1 月 1 日から 12 月 31 日までの総合所得による収入を、翌年 3 月 1 日～6 月 30 日までの間に確定申告	- 原則として、雇用主が毎月申告および源泉徴収により納税し、年度末に確定申告 - 月次申告期限は翌月 20 日、確定申告期限は年度末日以後 90 日	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の 1 年間分の所得を翌年 7 月 31 日までに IRD へ通知する義務を有する ※万が一、IRD から申告書が本人に送付されない場合でも、義務を有する ※IRD から本人への通知は通常毎年 5 月 - 提出期限は、申告書に記載された発行日から 1 か月以内

	マレーシア
法人税率	払込資本金が 250 万リンギ超 24% 払込資本金が 250 万リンギ以下でかつ年間売上が 5,000 万リンギ以下 課税所得 60 万リンギまで 17% 課税所得 60 万リンギを超える分 24%
法人税の 確定申告時期	期末日から 7 カ月以内に課税所得及び税金を計算し、内国歳入庁に申告
会計年度	会計年度は任意に設定することが可能
個人所得税 給与所得税	最高税率を 28%とした累進課税
個人所得者または 給与所得者の 税申告時期	- 一般的に自己申告とされ、暦年とされている賦課年度の翌年 4 月末日までに税務申告書を当局に提出 - 従業員の給与所得は月次源泉徴収とし、雇用主は、月次報酬から内国歳入当局が公表する税率表に基づいて計算した税金を源泉徴収し、各月末から 15 日以内に税務当局に納付

アウトソーサーチェックリスト

1. アウトソーサー全般について			
1.1	経験と能力	1	アウトソーサーとしての経験と専門知識について説明があるか？ 例：サービス提供年数、過去の実績、専門機関からの認定状況など
1.2	会社概要	1	会社の成り立ち、経営陣のプロフィールなどが明確に説明可能か？
1.3	コーポレート ガバナンスと コンプライアンス	1	アウトソーサー自身についてのコーポレートガバナンスに関する説明はあるか？
		2	アウトソーサーが過去に重大な法的・規制違反を犯していないか？
		3	アウトソーサーが過去に顧客とのサービス契約についての重大な条項に違反したことがあるか？
		4	アウトソーサーおよび業務担当の従業員は、その業務を遂行にあたって適切な許認可ライセンスを持っているか？
		5	ISO27001, SOC1/SSAE16/ISAE3402, BS25999 など、情報保護に関して当該機関からの認証 / 認定は受けているか？
		6	アウトソーサーの従業員は、業務を遂行するにあたって適切な情報セキュリティトレーニングを受けているか？
1.4	採用ポリシー	1	アウトソーサーの従業員の採用にあたり、適正なバックグラウンドチェックを行っているか？
2. 顧客提供サービスの導入・運用について			
2.1	人員管理	1	主担当者が何かしらの理由で業務遂行が困難な場合に備えてのバックアップ体制はあるか？
		2	担当者は業務遂行に必要な業務知識のトレーニングを受けているか？
2.2	サービス導入	1	サービスを導入するためにアウトソーサーと顧客との間で提出が必要な情報・書類や To-Do リストなどを相互確認するためのチェックリストはあるか？
2.3	下請け	1	BPO プロバイダは、サービスの一部またはすべてを下請業者に外注しているか？ 外注している場合、下請業者の業務内容・役割分担は明確であるか？
		2	下請業者に外注する場合の業者選考基準と業者決定理由について説明可能か？
2.4	事業継続性および 災害復旧対策	1	何かしらの原因で事業の継続が困難な状況に陥った場合、事業継続計画について説明はあるか？
		2	万が一、災害が発生した場合、復旧のフレームワークについて説明はあるか？
3. IT セキュリティについて			
3.1	脆弱性	1	ネットワーク脆弱性テストはどのような頻度で実施しているか？
		2	業務アプリケーションの侵入・脆弱性テストはどのような頻度で実施しているか？
3.2	アプリケーションの更新	1	業務上運用するアプリケーションに変更やカスタマイズが加えられた場合、セキュリティへの影響やテストはどのように実施しているか？

ONE Tricor Building Bridges Across the World



お問合せ:トライコー・ジャパン・グループ
アウトバウンド事業部
Tel: 03-4580-2700 (代)
outbound@jp.tricorglobal.com



ONE ASIA
LAWYERS

お問合せ: One Asia Lawyersグループ
Tel: 03-6550-9000 (代)
info@oneasia.legal